



## 集中支援加算に関するQ&A集

令和3年11月18日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

(問1)

コロナ禍で直接対面(訪問)が困難な状況も予想される中、頻回な電話相談は集中支援加算として認められるのでしょうか。また、オンライン会議システム等の代替手段による面接のケースはいかがでしょうか。



(答) 原則として、利用者宅などを訪問して行った面談以外は、当該加算の請求をできません。また、オンライン会議システム等の代替手段で行った面談についても、原則として、当該加算の請求をできません。

(問2)

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の中で「障害児は居宅に限る」と記載があります。この「障害児」とは障害者の福祉サービスのみを利用している18歳未満の児童も対象と考えてよろしいでしょうか。

(例) 短期入所のみ利用の18歳未満の児童の場合



(答) 受けているサービスにかかわらず18歳未満の児童が対象です。

(問3)

集中支援加算の算定要件となる「会議の主催」あるいは「会議参加」後に、サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費のみを算定するという理解でよろしいでしょうか。



(答) 同一月内に実施した場合、サービス利用支援費のみの算定になります。「会議の主催」「会議の参加」の流れで翌月にサービス利用支援を行った場合もサービス利用支援費のみの算定になります。

(問 4)

集中支援加算②「会議の開催」の場合、利用者本人の参加するサービス担当者会議とありますが、集中支援加算③「当該機関の主催する会議に参加」の場合は、利用者本人の参加がなくても集中支援加算が認められるのでしょうか。



(答) 認められます。

(問 5)

「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A」で「集中支援加算における『会議参加』と入院時情報連携加算 (I) 及び退院・退所加算はいずれかの加算を選択し請求を行う」と記載があります。

入院時情報連携加算 (II) との併給は認められるのでしょうか。



(答) 『入院時情報連携加算 (II)』との併給は認められます。

※「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」「介護給付費等単位数サービスコード(令和3年4月施行版)」にも同様記載があります。

(問 6)

関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加しました。主催した関係機関から会議録等を受領できないと集中支援加算を認められないのでしょうか。



(答) 関係機関から会議録等を受領できない場合は、加算を挙証するものとして、「Q&A vol.2」の「問 28」の記載がある 10 ページの表に記載のある事項(下記)を含む記録を作成する必要があります。

<p>【会議の開催、参加に係る加算】</p> <p>集中支援加算(会議開催、会議参加)</p> <p>居宅介護事業所等連携加算(会議参加)</p> <p>サービス担当者会議実施加算</p> <p>地域体制強化共同支援加算</p> <p>保育・教育等移行支援加算(会議参加)</p>	<p>・利用者氏名</p> <p>・担当相談支援専門員氏名</p> <p>・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者(氏名・所属・職種)</p> <p>・検討内容の概要※(例:支援の経過、支援上の課題、課題への対応策)</p> <p>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。</p>
--	---

(問 8)

「報酬告示 9 集中支援加算」に「指定特定相談支援事業者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき月に1回を限度としてそれぞれ 300 単位を加算する」とあります。



下線部の解釈について A、B のどちらでしょうか。

A. (1) から (3) の支援を同月に行った場合、300 単位 × 3 の算定ができる。

B. (1) から (3) の支援を同月に行っても、いずれかひとつを該当として算定できる。

(例) 利用者宅にて本人と 2 回以上面談を行い、サービス担当者会議を開催、その後、関係機関の主催する会議へ参加した場合

(答) A の請求ができます。

以上